

令和5年1月24日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年1月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	HEG観光株式会社（法人番号：8013101005173） 代表者 麻生 曜子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都武蔵村山市三ツ藤3-55-1 (本社営業所) 東京都武蔵村山市三ツ藤3-55-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和4年11月15日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和5年1月24日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年1月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社関口商店 (法人番号: 7030002121966) 代表者 関口 正明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野1806-2 (本社営業所) 埼玉県秩父郡小鹿野町大字小鹿野1806-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6) 違反行為の概要	令和4年8月2日及び令和4年8月10日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行管理者に対する講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 7点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

令和5年1月24日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年1月24日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アイカウ交通 (法人番号: 9050001015249) 代表者 大内 剛
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県ひたちなか市磯崎町4261-4 (本社営業所) 茨城県ひたちなか市磯崎町4261-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第46条
(6) 違反行為の概要	令和4年11月14日及び令和4年11月22日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある乗務(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)、(4)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)